

びばいの夏の風物詩

市民ふれあいまつり 7月21日(日) 10時～15時

びばいの暑い夏に欠かせないイベントとなったふれあいまつりが今年も賑々しく開催されます。市民ふれあいまつりは、福祉団体やボランティア関係団体など36団体が実行委員会を結成して老いも若きも、障がいの有無にかかわらず参加・交流するまつりです。

今年のまつりは、ステージでは、美中吹奏楽部や大正琴の演奏やフラダンス、バンド演奏があり、各テントではボランティア・福祉団体などのバザーや社協のふれあい縁日(焼き鳥・焼きそばやビール)などが販売されます。センター内では点字や朗読などの体験コーナーや介護などの相談コーナーなどがあり、小さい子供からお年寄りまでが楽しめる手作りのお祭りです。

詳しい内容は19日(金)の新聞折り込みをご覧ください。



写真は去年のまつり風景です

ボランティア募集……当日のふれあい縁日の焼き鳥やジュースなどの販売をお手伝いくだ

さるボランティアを募集しています。詳しくは、社協総務地域課 62-0770 まで

～平成24年度 事業報告・一般会計決算(概要)～

□ 事業報告…権利擁護システムの構築と東日本大震災被災地への活動支援等を重点に

1. 判断能力に不安のある高齢者や障がい者の権利を擁護する仕組みについて協議し、日常生活自立支援事業・成年後見(法人後見)事業・市民後見人養成事業・広報活動などを行うセンター設置について検討しました。
2. 地域における課題解決のため民生委員児童委員や地域福祉委員との連携の強化並びに市内5地区の地域担当制の充実を図り、一人暮らし高齢者や障がい者に対する支援の強化に努めました。また、救急医療情報キット助成事業の普及に取組み救急時への不安を少しでも解消する道具として活用いただくよう努めました。
3. 東日本大震災被災地への支援活動の一環として「被災地へ笑顔を届けよう!」を合言葉に24年10月13日に市民を含め15名が岩手県宮古市へ美唄の焼き鳥、新米と笑顔を届けました。また、12月15日には宮古市社協事務局長の葛浩史さんをお迎えして「宮古市の災害復興への取組み」と題した講演会を開催しました。
4. 広報紙「ぽぷら」の発行やホームページの充実、地域福祉セミナーの開催などにより広範な市民の皆様に第2期地域福祉実践計画・権利擁護の諸制度(日常生活自立支援事業・成年後見制度など)・災害・ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、地域福祉に関する意識の醸成など住民参加を基調とした取組みについて周知いたしました。
5. 介護保険並びに障害者総合支援法の施行により、高齢者や障がい者に対する介護サービスの質的向上が求められる中、個別支援計画に基づく良質なサービスの提供に努めました。

□ 一般会計決算報告…翌年度への繰越額は約950万円減少!!

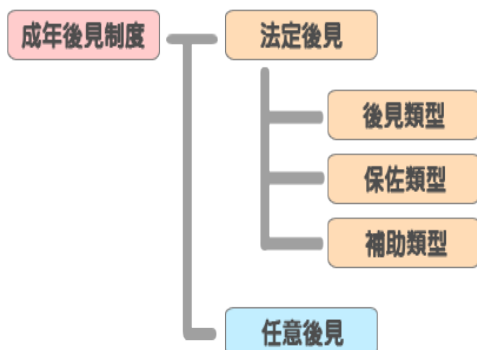
収入総額 251,610,850 円－支出総額 232,238,504 円＝収支残額 19,372,346 円

	法人運営	センター管理	たすけあい金庫	共同募金配分	受託事業	
収入	18,222,203	9,980,860	8,974,961	2,481,947	30,161,342	
支出	17,200,129	9,843,589	4,770,000	2,481,947	27,857,606	
収支	1,022,074	137,271	4,204,961	0	2,303,736	単位:円
	かがやきデイ	ふれあいデイ	さわやかヘルプ	居宅介護支援	ふれまちづくり	一般会計(合計)
収入	83,582,701	35,502,451	26,582,684	24,130,995	11,990,706	251,610,850
支出	76,554,282	33,417,802	25,450,870	22,957,583	11,704,696	232,238,504
収支	7,028,419	2,084,649	1,131,814	1,173,412	286,010	19,372,346

平成24年度の事業報告及び一般会計決算報告は、5月に開催した理事会、評議員会で承認をいただきました。ただし、翌年度繰越額減少の最大の原因となった介護保険事業部門について今後の事業展開などについて検討するよう指摘がありました。(事業報告及び一般会計決算の詳細は本会事務局で閲覧できます。)



～シリーズ 『成年後見制度』 簡単早わかり(1)～



成年後見制度とは……精神上の障がいにより判断能力が低下した高齢者・障がい者等を支援(財産管理や身上監護など)するために設けられた制度です。後見制度の分類として「法定後見」と「任意後見」の二つに分かれています。

法定後見とは……本人の判断能力が低下したため、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合、配偶者などの親族や市町村長等の申立により、家庭裁判所の審判により成年後見人等が選任され本人の財産管理(契約や支払等)や身上監護(本人に関する手続き等)などを行ないます。

成年後見人等とは……法定後見では対象となる方の判断能力に応じて、「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」の3つの類型に分けられています。3類型を総称して成年後見人等と呼びます。

成年後見人等の権限とは……3つの類型によって与えられる権限に違いがあります。

- ①「後見人」は、財産管理に関する包括的な代理権と取消権が与えられます。
- ②「保佐人」は、民法第13条第1項に定める行為が与えられますが、それ以外の事項についての同意権・取消権及び特定の法律行為についての代理権は新たな申立が必要となります。
- ③「補助人」は民法第13条第1項に定める行為の一部についての同意権・取消権及び特定の法律行為についての代理権は、新たな申立が必要となります。

成年後見人等には誰がなるの……子や兄弟などの親族のほか、弁護士や司法書士などの専門職の方や市民後見人など第三者後見人、法人が家庭裁判所により選任されます。

(次号では「任意後見」についてお知らせします。)

赤い羽根自販機

道内初美唄市農協に設置

共同募金寄付機能付き自動販売機(下写真)がこのほど美唄市農業協同組合(代表理事組合長 海老田聖一さん)事務所に設置されました。この自販機はジュースを購入すると自動的に一定割合が共同募金会へ寄付される仕組みとなっています。今回の農協事務所への設置は道内初であり、福祉関係事業所以外では市内初の設置となりました。24年度の自販機による募金額は96,133円で募金額が年々減少する中で貴重な財源となっています。

社会貢献活動として設置を！

企業・事業所の社会貢献活動(フィナンソロピー)とし是非設置導入の検討をお願いします。



農協事務所に設置された自販機



北いなほ町内会で「ショートステイ」をテーマに上演した一場面

大好評「介護劇」出前します

—町内会やサークルなどへ—

「介護サービスって何?」「介護で困った時に誰に相談したらいいのかな?」「近所に気になるお年寄りが…」

このような疑問や悩みをお持ちの皆さんに、寸劇と介護支援専門員による解説により、介護保険の仕組みや利用法などを分かりやすく知っていただきたいという思いで「劇団ぽぷら」の活動が始まりました。市内で5回目となる北いなほ町内会での公演(7月3日)では『リハビリ途中で急に退院を迫られた時の対応方法』『ショートステイの利用』『徘徊のある独居老人』の3つのテーマで公演を行いました。

『とても分かりやすかった。』と毎回、好評をいただいている「劇団ぽぷら」の活動は、皆様からのご依頼があれば出前公演致します。是非、ご活用下さい。

チャリティパークゴルフ大会

おかげさまで82,145円を共同募金と社協へ寄付

ご協力ありがとうございました

6月16日(日)、たずさえパークゴルフ場で社協と共同募金委員会共催の大会が市民約50名の参加で開かれました。当日は腕自慢が集まり、好スコアが続出、優勝スコアは男性が54、女性が61でした。参加料として頂いたチャリティと当日募金が参加者代表から主催者に手渡されました。



夏まつりまっ盛り……簡易移動ステージ貸出します

ふれあいまつりに製作した簡易ステージ(木製・縦横1.8m・高さ40cm・8台)を町内会などに貸出します。様々な組み合わせが可能で少人数で簡単に組立てができます。(貸出料1台500円/日)詳しくは総務地域課までお問い合わせください。

発行・印刷 社会福祉法人美唄市社会福祉協議会

〒072-0026 美唄市西3条南3丁目6-2 美唄市総合福祉センターぽぷら内
Tel0126-62-0770 FAX0126-62-6996・ホームページ<http://www.bibai.com/shakyo/>
Eメール soumu.bibai-shakyo@pipalnet.jp

—お願い—
まちの話題や社協、ぽぷらに関するご意見・感想などをお寄せ下さい。

